

平成 26 年 10 月 27 日

校 長 決 定

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめを生まない、許さない学校づくりに取り組む。
- (2) 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動を促す。
- (3) 教員の指導力の向上と組織的対応を図り、学校全体で、いじめ問題に対処する。
- (4) 保護者・地域・関係機関との連携を図り、総合的ないじめ防止に取り組む。

## 2 学校及び教職員の責務

学校及び本校の教職員は、いじめ問題への基本的な考え方に基づき、保護者、地域住民並びに関係機関と連携し、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

## 3 いじめ防止等のための組織

### (1) 学校いじめ対策委員会

#### ア 設置の目的

いじめ防止対策推進法第 22 条に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、学校の中核となる組織として企画調整会議内に設置する

#### イ 所掌事項

- 学校基本方針に基づく取組の実施や基本的な年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
- いじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめの疑いに係る情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集・記録を行い、情報の共有化を図る。
- いじめの疑いに係る情報があったときは緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携などを組織的に実施する。

#### ウ 会議

原則として、学期に 1 回開催する。また、必要に応じて適宜開催する。

#### エ 委員構成

校長、副校長、分掌主任、年次主任、養護教諭、経営企画室長、その他 校長が必要と認める者

### (2) 学校サポートチーム

#### ア 設置の目的

いじめを含む生徒の問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、

保護者、地域、関係機関が一体となった取組を進めるための組織として学校運営連絡協議会内に設置する。

#### イ 所掌事項

- 学校いじめ対策委員会に対して専門的知見をもって助言・支援する。
- 学校の課題等に係る対応策の検討・実施、成果の検証に関与し助言・支援する。
- 問題行動に係る個別のサポートチームを編成し、役割に応じた支援を行う。

#### ウ 会議

原則として、年2回開催する。また、必要に応じて適宜開催する。

#### エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、分掌主任、経営企画室長、保護者、近隣小学校長・中学校長、地域有識者、警察署職員、消防署職員、その他 校長が必要と認める者

### 4 段階に応じた具体的な取組

#### (1) 未然防止のための取組

- ア 学校いじめ防止基本計画を策定し、それに基づく学校いじめ対策委員会及び学校サポートチームを設置する。
- イ ホームルーム活動や全校集会等を通じて、「いじめは絶対許されない」という雰囲気学校全体に醸成する。
- ウ いじめに関する教員の校内研修を年2回実施し、教員の資質の向上を図る。
- エ 道徳教育及び人権教育を充実していじめにかかわらない態度・能力を育成する。また、ネット上のいじめの危険性を含めた情報モラル教育を計画的に実施する。いじめに関する授業を年3回以上行う。
- オ 問題を抱えた生徒に対して、学年担任団と生徒部が協力して積極的に働きかけを行う。その際、保護者とも連携して情報の共有化を図り、効果的な解決策を検討、実施する。

#### (2) 早期発見のための取組

- ア 生活意識調査の実施、年2回以上の定期的な個人面談により、いじめに係る情報を収集する。また、把握した情報を学校いじめ対策委員会を通じて共有化を図る。
- イ スクールカウンセラーによる1年生の全員面接を1学期中に実施し、生徒の相談する環境を整えるとともに、情報収集及び共有化を図る。
- ウ 関係機関との連携による学校非公式サイトの監視とそれに基づく迅速な対応を実施する。
- エ 定期的なアンケート調査（年1回）や教育相談の実施により、早期のいじめの実態を把握するとともに、いじめを訴えやすい体制をつくる。
- オ 学校便りや保護者会を通じて学校の取組の発信を行い、保護者との情報共有を図る。

#### (3) 早期対応のための取組

- ア 学校いじめ対策委員会は把握した情報に基づき、適切ないじめ解決のための対応方針を策定する。また、緊急に会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、被害

生徒への支援、加害生徒への指導、周囲の生徒へのケアについて、教職員の役割分担を作成し早期対応に取り組む。

イ 被害生徒の安全確保を全校体制で実施するとともに、スクールカウンセラー等を活用し被害生徒及び保護者の心のケアを行う。また、必要に応じて、いじめを伝えた生徒など周囲の生徒の安全確保と心のケアを行う。

ウ 加害生徒に対して、いじめをやめさせ、再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が中心となって組織的・継続的に指導、観察を行う。状況に応じてスクールカウンセラーと連携し、加害生徒及び保護者の心のケアを行う。

エ いじめの事実を確認した際は、速やかに東部学校経営支援センター支所へ報告し、情報を共有化するとともに必要な支援を依頼する。また、必要に応じて学校サポートチームの支援を仰ぎ、警察など関係機関と情報を共有化し、対応策を協議する。

オ 状況に応じて、いじめ対策保護者会を開催し、積極的に情報を提供して保護者との連携・協力体制を構築する。

#### (4) 重大事態への対処

ア 全教職員で情報を共有化し、被害生徒に対する複数の教員による見守り体制を構築するとともに、保護者と連携して全力で被害生徒の安全の確保を図る。また、スクールカウンセラーによる心のケアを行い、必要に応じて被害生徒の緊急避難措置を検討、実施する。

イ 加害生徒を別室で学習させるなど、被害生徒が安心して学習できる環境を確保するとともに、スクールカウンセラーと連携し、加害生徒及び保護者の心のケアを行う。加害生徒に対して継続的な指導を行っても改善が図られない場合は、懲戒や出席停止等の措置を検討、実施する。また、被害生徒への犯罪行為が行われていると疑われる場合には、速やかに警察に相談・通報する。

ウ 重大事態の発生について、速やかに東部学校経営支援センター支所に報告するとともに、東京都教育相談センターの「いじめ等の問題解決支援チーム」と連携するなど、東京都教育委員会と一体となって対応する。

エ いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分配慮した上で保護者に情報を積極的に提供し、必要に応じて協力を依頼する。また、民生・児童委員等の地域人材と積極的に連携し、必要に応じて地域での見守り等を依頼する。

オ いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づき東京都教育委員会に設置される「重大事態調査委員会(仮称)」による調査が円滑に行われるよう積極的に協力する。同法第30条が規定する東京都知事が行う再調査にも協力する。

## 5 教職員研修計画

(1) 学校いじめ対策委員会は、「人権教育プログラム」及び「いじめ防止教育プログラム」を活用した校内研修を年2回計画し、実施する。

(2) 東京都教育委員会が設定している「ふれあい(いじめ防止強化)月間」において、全教職員による日頃の取組の総点検を行い、課題や改善策について協議・検討する。

## 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) ホームページや学年通信などを通じた学校からの情報発信を積極的に行うとともに、各学年の保護者会を活用して「いじめを生まない、許さない学校づくり」に対する理解と協力を依頼する。
- (2) いじめが起きたときは、被害生徒・保護者及び加害生徒・保護者に対して、必要に応じてスクールカウンセラー等による心のケアを行う。また、PASTA役員等が被害・加害生徒の保護者に働きかけることが効果的と判断される場合は、積極的に情報提供を行い協力を依頼する。

## 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校サポートチームを活用して、セーフティ教室や健康講話等の行事の講師を依頼し、いじめを生まない学習プログラムを計画、実施する。
- (2) 学校サポートチームの定例会議を活用して、警察や地域有識者との日常的な情報の共有化を図る。また、学校が抱える課題に対して、適宜、個別のサポートチームを編成して学校を支援してもらう体制をつくる。
- (3) いじめが犯罪行為として取り扱うべきと認められる事案については、学校サポートチームを通じて速やかに警察に相談、通報する。

## 8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 年1回実施する学校評価アンケートの中に、いじめに対する学校の取組に関する項目を設定し、生徒、保護者及び教職員に対してアンケートを実施する。
- (2) 学校いじめ対策委員会は学校評価の結果等を活用して、本基本方針が本校の実情に即して適正に機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行う。